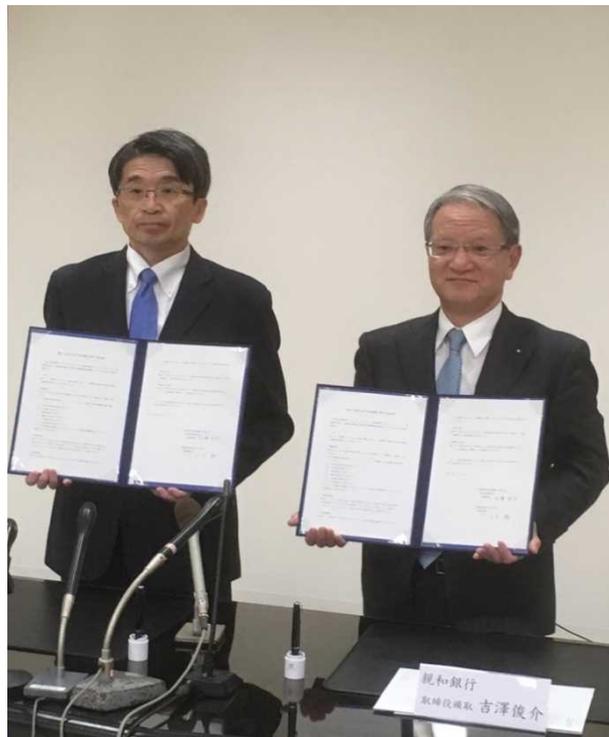


株式会社親和銀行と
「働き方改革に係る包括連携協定」を締結しました。

長崎労働局は、長崎県内における働き方改革を一層進めていくため、平成30年3月9日、株式会社親和銀行と「働き方改革に関する包括連携協定」を締結しました。



左から長崎労働局 小玉剛局長、株式会社親和銀行 吉澤俊介頭取

長崎労働局は、親和銀行に対し、働き方改革、生産性の向上に関する助成金等の支援策などの情報を提供し、親和銀行の営業店等を通じた中小企業等に対する一層の周知などが行われることによって地域における働き方改革及び地域振興等を推進していこうとするものです。

(協定書は次ページ)

働き方改革に係る包括連携に関する協定書

株式会社親和銀行（以下「甲」という。）は、長崎労働局（以下「乙」という。）と、連携強化を図り、長崎県内の働き方改革及び地域振興等を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が、密接に連携・協力して、長崎県内の働き方改革及び地域振興等を推進することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議の上、連携し、協力する。

- （1）労働者の処遇の改善、ワーク・ライフ・バランスの推進、その他の働き方改革に関すること。
- （2）雇用の促進及び安定に関すること。
- （3）人材育成に関すること。
- （4）多様な働き方に関すること。
- （5）労働生産性の向上に関すること。
- （6）乙の施策の周知に関すること。
- （7）その他本協定の目的に沿うこと。

2 甲と乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、その都度甲乙の合意の上決定する。

（秘密保持等）

第3条 甲と乙は、本協定に基づく事業を実施するにあたり、事前に相手方の承諾を得た場合を除いては、相手方から得た情報について、第三者に対し開示し、または漏らしてはならない。ただし、法令により開示を求められた場合には、この限りではない。

（有効期間等）

第4条 この協定は、甲または乙のいずれかから、相手方に解約を書面で申し出ること

より解約できる。なお、その書面は、解約しようとする日の 1 か月前までに通知することとする。

(協定の見直し)

第5条 甲または乙のいずれかから、この協定内容の変更の申出があった場合は、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(疑義等への対応)

第6条 この協定に定めのない事項またはこの協定に定める事項に関し疑義が生じたときは、甲と乙が誠意を以て協議し、これを解決するものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

平成30年 3月 9日

甲 長崎県佐世保市島瀬町 10 番 12 号

株式会社親和銀行

取締役頭取

吉澤 俊介

乙 長崎県長崎市万才町 7 番 1 号

長崎労働局

局長

小玉 剛